

神奈川歯科大学学則

(昭和39年4月1日制定)

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は教育基本法に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とし、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(名 称)

第3条 本学は神奈川歯科大学と称する。

(設置場所)

第4条 本学は神奈川県横須賀市稲岡町82番地にこれを設置する。

第2章 学科・修業年限及び収容定員

(設置学科)

第5条 本学に歯学部歯学科を置く。

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は6年とする。

(在学年限)

第7条 学生は12年を超えて在学することはできない。但し、2年次編入は11年とし、3年次編入については8年とする。

2 各学年の在学年限は次の通りとする。

学生は1学年から2学年までの期間は合計4年（2年次編入は3年）、3学年から4学年までの期間は合計4年、5学年から6学年までの期間は合計4年を超えて在学することはできない。ただし、6年生はこの限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については従来通りとする。

(収容定員)

第8条 本学部の収容定員は次の通りとする。

収容定員 720名 (入学定員 120名)

第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を5学期に分ける。ただし、学長が教育上必要と認めたときは、変更する事がある。

(休業日)

第11条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 5月4日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学・退学・除籍及び復籍等

(入学時期)

第12条 入学時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧の規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 大学において、個別に入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学志願者の手続）

第14条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（志願者の選考）

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第16条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金その他の学生納付金を納め、保証人連署の在学誓約書その他本学所定の書類を提出して、入学のための諸手続を取らなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人資格）

第17条 保証人は2名とし、第1保証人は父母又はこれに準ずる近親者、第2保証人は第1保証人とは世帯を別にする父母以外の独立した生計を営む成年者であることを要する。

（保証人の責任）

第18条 保証人は学生在学中、当該学生の身上その他一切の事項について責任を負わなければならない。

（保証人の変更）

第19条 保証人が死亡したときは、ただちに代わりの保証人をたて、その旨を届け出なければならない。

2 保証人を変更したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。

3 保証人が住所・氏名を変更したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。

(休 学)

第20条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上修学することが出来ない場合には、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 特別な事由により修学できないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学は当該学年限りとし、休学の期間は1年を超えることができない。学年途中での休学は、学年末をもって1年とする。ただし、特別な事由がある場合には教授会で審議し、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して6年を超えることができない。

3 休学の期間は第7条第1項及び第2項の在学年数に算入しない。

(復 学)

第22条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第23条 退学を希望する者は、その理由を添えて保証人の連署をもって学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による場合には、願書に医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

第24条 願により本学を退学した者が、退学した年の学年末より次々年度の1月までに再入学を志願したときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

(編入学)

第25条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の他の大学において修得した授業科目及び単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(他大学への転学)

第26条 本学学生は、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得なければ、他の大学に入学又は転学することができない。

(除 籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 指定の期日までに学生納付金を納入せず、督促してもなお納入しない者
- (2) 第7条第1項に定める在学年限12年を超えた者
- (3) 第7条第2項に定める年数在学してもなお進級できない者
- (4) 第21条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

(復 籍)

第28条 復籍に関する規程は別に定める。

第5章 検定料・入学金・授業料その他の費用

(入学検定料、入学金、授業料等の金額)

第29条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は別に定める。

(授業料の納入期限)

第30条 在学生の授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前期(授業料の2分1) 4月20日

後期(授業料の2分1) 10月20日

2 学生納付金に関する規程は別に定める。

(留年者の学生納付金)

第31条 上の学年に進むことのできなかった者の学生納付金は、当該学年に進級した者と同額とする。

2 卒業認定を受けられなかった者の学生納付金は当該学年に進級した者と同額とする。

(休学中の授業料免除)

第32条 休学を許可され又は命ぜられた者の授業料は、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料)

第33条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(学生納付金の返戻)

第34条 既納の学生納付金は、如何なる理由があっても返戻しない。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第35条 授業科目の種類、単位数、時間数及び履修方法は別表の通りとする。

(試験規程)

第36条 学年ごとに、学生は毎学期、学習した科目について試験を受け、成績の評定を経なければならない。

2 試験に関する規程は別に定める。

(試験を受ける資格)

第37条 学生は規定された授業時間を経、かつ所定の納付期限までに学生納付金を納めなければ試験を受けることが出来ない。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの授業の時間をもって一単位として単位数を計算するものとする。

(単位の授与)

第39条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(臨床実習を受ける資格)

第40条 学生は本学が別に定める進級判定基準に基づき、全ての授業科目等に合格しなければ、臨床実習に進むことができない。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第41条 本学を卒業するためには、学生は6年以上在学かもし第35条の別表に定めた単位以上を修得しなければならない。但し、編入学生はこの限りでない。

(卒業)

第42条 本学に6年以上在学し、本学則に定める所定の授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与え、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。但し、編入学生の在学年限及び所定の単位についてはこの限りでない。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学士の学位授与)

第43条 前条により卒業した者に学士（歯学）の学位を授与する。

第8章 賞 罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第45条 学生が本学の学則または諸規定に違反した場合、又はその本分に反する行いがあった場合には、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒に関する規程は別に定める。

(器具等の損傷)

第46条 校舎及び器具等を損傷したときは、相当の賠償をしなければならない。

第9章 教職員組織

(学 長)

第47条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長の任期及び選任については、別に定める。

(副学長)

第48条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の職務を補佐する。

3 副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第49条 本学の教職員については、別に定める。

(処務規程)

第50条 本学の処務規程は、別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第51条 本学に教育・研究上重要な事項を審議するため教授会を置く。教授会の規程は別に定める。

(教授会の構成)

第52条 本学教授会は、学長・副学長及び専任教授並びに科目担当責任教員をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた者は教授会に出席し、かつ、意見を述べることができる。

(審議する事項)

第53条 教授会の審議する事項については、別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第12章 附属病院

(附属病院)

第55条 本学に附属病院を置く。

2 附属病院に関し、必要な事項は別に定める。

第13章 附属横浜研修センター

(附属横浜研修センター)

第56条 本学に附属横浜研修センターを置く。

2 附属横浜研修センターに関し、必要な事項は別に定める。

第14章 健康管理室

(健康管理室)

第57条 本学に学生及び教職員に対する保健管理業務を実施するために、健康管理室を置く。

2 健康管理室に関し、必要な事項は別に定める。

(健康診断)

第58条 学生は毎年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学長は学生の保健を管理し、必要に応じ治療又は登校停止を命ずることができる。

第15章 研究生、聴講生

(研究生)

第59条 本学において特に専門科目につき研究しようとする者は、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(聴講生)

第60条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

附 則

本学則は昭和39年4月1日より施行する。

本学則は昭和42年3月1日より一部変更実施する。

本学則は昭和43年4月1日より一部変更実施する。

本学則は昭和51年4月1日より一部変更実施する。

本学則は昭和56年4月1日より一部変更実施する。

本学則は昭和63年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成元年4月1日より一部変更実施する。

但し、平成元年度から5年度において総定員は、第7条の規定に拘らず次の通りとする。

平成元年度 920名 2年度 880名

3年度 840名 4年度 800名

5年度 760名

本学則は平成3年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成3年10月15日より一部変更実施する。

本学則は平成4年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成5年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成6年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成7年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成8年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成9年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成11年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成12年4月1日より一部変更実施する。

ただし、平成9年度入学生から平成11年度入学生についての授業科目等は別冊の別表の通りとする。

本学則は平成14年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成17年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成18年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成19年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成20年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成21年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成22年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成23年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成24年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成25年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成26年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成27年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成30年4月1日より一部変更実施する。

本学則は平成31年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和2年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和3年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和4年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和5年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和6年4月1日より一部変更実施する。

本学則は令和6年5月1日より一部変更実施する。

本学則は令和7年4月1日より一部変更実施する。

別 表

授業コード	第35条 別 表	科目	1年生			2年生			3年生			4年生		
			コマ数			コマ数			コマ数			コマ数		
			時間	単位		時間	単位		時間	単位		時間	単位	
K1101	基礎科学B(数学・物理)		13	26	0.9									
K1102	歯科医療体験・見学演習(メディカルコンソーシアム見学)		13											
K1103	歯科美学		12	24	0.8									
K1104	臨床歯科概論		25	50	1.7									
K1110	コミュニケーション概論		19	38	1.3									
K1111	歯学のための英語		52	104	3.5									
K1112	スポーツ(講義)		6	12	0.4									
K1112	スポーツ(実技)		18	36	1.2									
K1114	歯学のための数学・物理		14	28	0.9									
K1115	数理解・データサイエンス・AI		22	44	1.5									
K1117	PBL		22	44	1.5									
K1119	歯学のためのリベラルアーツ		25	50	1.7									
K1123	自己探求学Ⅰ		43	86	2.9									
K1125	歯学のためのリーディングスキル		12	24	0.8									
L1401	基礎科学A(生物・化学)		26	52	1.7									
L1402	歯学のための生物		14	28	0.9									
L1403	歯学のための化学		14	28	0.9									
L1404	形態学概論		40	80	2.7									
L1405	生化学Ⅰ		28	56	1.9									
L1406	栄養学・食育		14	28	0.9									
O1201	生理学Ⅰ		28	56	1.9									
S1303	災害歯科医学(講義)		12	24	0.8									
S1303	災害歯科医学(実習)		2	4	0.1									
K2103	自己探求学Ⅱ					66	132	4.4						
L2401	生化学Ⅱ					20	40	1.3						
L2402	組織学・口腔組織学(講義)					36	72	2.4						
L2402	組織学・口腔組織学(実習)					14	28	0.9						
L2403	全身解剖学(講義)					38	76	2.5						
L2403	全身解剖学(実習)					2	4	0.1						
L2404	微生物学					50	100	3.3						
L2405	発生学					22	44	1.5						
L2406	全身解剖実習(実習)					30	60	2						
L2407	一般病理学(講義)					25	50	1.7						
L2407	一般病理学(実習)					17	34	1.1						
L2408	歯科放射線学Ⅰ					26	52	1.7						
L2409	歯科病理学(講義)					12	24	0.8						
L2409	歯科病理学(実習)					7	14	0.5						
L2410	唾液腺学(講義)					9	18	0.6						
L2410	唾液腺学(実習)					4	8	0.3						
O2201	歯の形態学(講義)					16	32	1.1						
O2201	歯の形態学(実習)					10	20	0.7						
O2202	口腔解剖学(講義)					24	48	1.6						
O2202	口腔解剖学(実習)					2	4	0.1						
O2203	生理学Ⅱ					40	80	2.7						
O2204	口腔解剖実習(実習)					30	60	2						
O2205	歯科理工学(講義)					34	68	2.3						
O2205	歯科理工学(実習)					16	32	1.1						
S2301	衛生学					22	44	1.5						
K3102	自己探求学Ⅲ								64	128	4.3			
L3403	薬理学(講義)								41	82	2.7			
L3403	薬理学(実習)								9	18	0.6			
L3404	総合医学								39	78	2.6			
L3405	歯科放射線学Ⅱ								26	52	1.7			
O3201	歯周病学(講義)								22	44	1.5			
O3201	歯周病学(実習)								24	48	1.6			
O3202	保存修復学(講義)								34	68	2.3			
O3202	保存修復学(実習)								16	32	1.1			
O3203	全部床義歯学(講義)								22	44	1.5			
O3203	全部床義歯学(実習)								28	56	1.9			
O3204	歯内療法学(講義)								26	52	1.7			
O3204	歯内療法学(実習)								24	48	1.6			
O3205	部分床義歯学(講義)								23	46	1.5			
O3205	部分床義歯学(実習)								27	54	1.8			
O3206	歯冠補綴学(クラウン)(講義)								14	28	0.9			
O3206	歯冠補綴学(クラウン)(実習)								32	64	2.1			
S3301	予防歯科学(講義)								18	36	1.2			
S3301	予防歯科学(実習)								2	4	0.1			
S3302	社会歯科学								22	44	1.5			
S3303	法医学(講義)								21	42	1.4			
S3303	法医学(実習)								9	18	0.6			
K4102	総合歯科学Ⅰ-A(講義)											97	194	6.5
K4102	総合歯科学Ⅰ-A(実習)											8	16	0.5
K4103	総合歯科学Ⅰ-B(講義)											69	138	4.6
K4103	総合歯科学Ⅰ-B(実習)											18	36	1.2
K4104	総合歯科学Ⅰ-C											91	182	6.1
L4401	歯科麻酔学											26	52	1.7
L4402	口腔外科学(講義)											74	148	4.9
L4402	口腔外科学(実習)											2	4	0.1
O4202	歯科矯正学(講義)											25	50	1.9
O4202	歯科矯正学(実習)											18	36	1.2
O4203	小児歯科学(講義)											36	72	2.4
O4203	小児歯科学(実習)											14	28	0.9
O4204	高齢者歯科学											22	44	1.5
O4205	障害者歯科学											26	52	1.7
O4206	歯冠補綴学(ブリッジ)(講義)											10	20	0.7
O4206	歯冠補綴学(ブリッジ)(実習)											24	48	1.6
O4207	インプラント学(講義)											6	12	0.4
O4207	インプラント学(実習)											12	24	0.8
小計			474	922	30.9	572	1144	38.2	543	1086	36.2	581	1162	38.7

日本語科目

K1113	歯学のための日本語Ⅰ		64	128	4.3									
K2102	歯学のための日本語Ⅱ					7	14	0.5						
K3101	歯学のための日本語Ⅲ								7	14	0.5			
K4101	医療コミュニケーションのための日本語											19	38	1.3
小計			64	128	4.3	7	14	0.5	7	14	0.5	19	38	1.3

自由科目

K1106	韓国語入門		6	12	0.4									
K1107	中国語入門		6	12	0.4									
K1126	全力自修		20	40	1.3									
小計			32	64	2.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	5年生			6年生		
	コマ数	総時間	単位	コマ数	総時間	単位
K5101 臨床実習(実習)	821	1437	45.6			
K6101 総合歯科学Ⅱ				582	1164	38.8

各学年履修単位数 計 (日本語を含む単位数)	538	1050	35.2	579	1158	38.7	550	1100	36.7	600	1200	40	821	1437	45.6	582	1164	38.8
各学年履修単位数 計 (日本語を除外した単位数)	474	922	30.9	572	1144	38.2	543	1086	36.2	581	1162	38.7	821	1437	45.6	582	1164	38.8

卒業時総計	コマ数	総時間	単位
日本語を含む	3670	7109	235
日本語を除外	3573	6915	228.4

※ 講義・演習・実習とも1コマ90分(2単位時間)、30単位時間(15コマ)と自学自習15時間で1単位。

※ 病院での臨床実習は4コマで7時間、31.5時間で1単位。